

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 21 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6,600,000 5,280,000	一括	1,320,000	91,858	21,976
1	2,349,000				
2	4,251,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市手崎町 |
| | 地 番 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 3 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市手崎町 3 2 1 8 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 9 6 平方メートル
2 階 6 0 . 3 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月28日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市手崎町 |
| | 地 番 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 3 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市手崎町 3 2 1 8 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 9 6 平方メートル
2 階 6 0 . 3 6 平方メートル |



令和 8 年（ケ）第 23 号

令和 8 年 7 月 23 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市手崎町 |
| | 地 番 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 3 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市手崎町 3 2 1 8 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 3 2 1 8 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 9 6 平方メートル
2 階 6 0 . 3 6 平方メートル |

(

(

その他の事項
物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。 物件1の土地は、その西側を市道（3218-9は尾道市の公衆用道路）に接面している。 本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	本件建物は所有者が住居として利用しています。 本件建物では猫2匹を飼育しており、多くの箇所の壁紙等が傷んでいます。 本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。

執行官の意見
本件土地建物には、所有者の陳述に沿った占有が認められ、第三者の占有の表徴は観られなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 6月13日(土) 14:25-14:45	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者から占有状況等聴取
8年 6月29日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記 事項要約書交付申請
8年 7月12日(日) 9:50-10:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者と面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面

イ 3232-3 ハ 道 3220-4 ホ 3220-3
ロ 3231-1 ニ 3220-4

No. → 写真撮影位置・方向

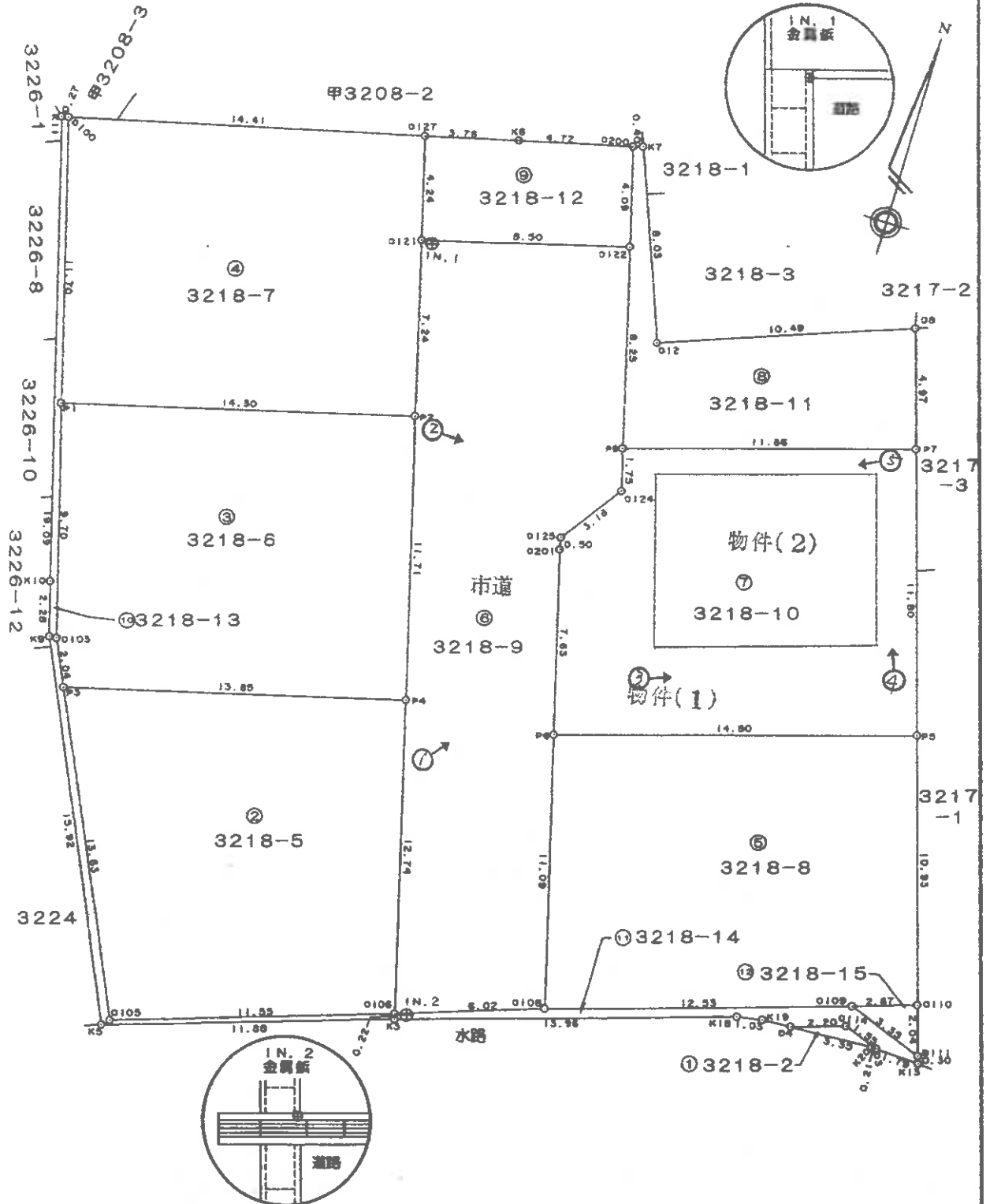


土地建物位置関係図
地積測量図と建物図面を合成

10月18日登記

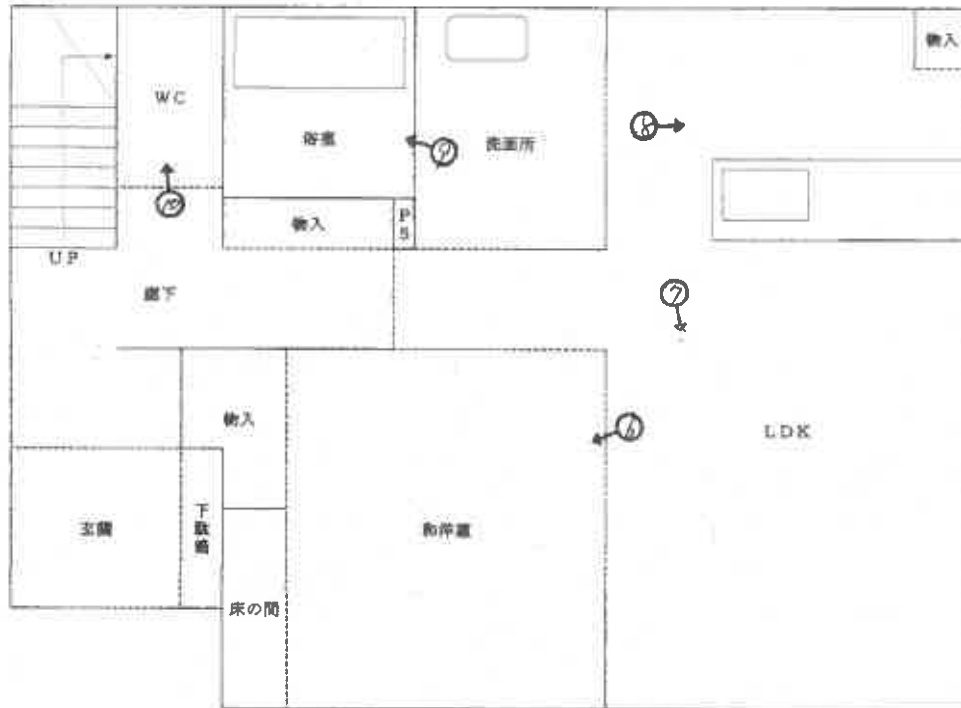
No. 写真撮影位置・方向

地番	3218-2, 3218-5~3218-15
土地の所在	尾道市手崎町

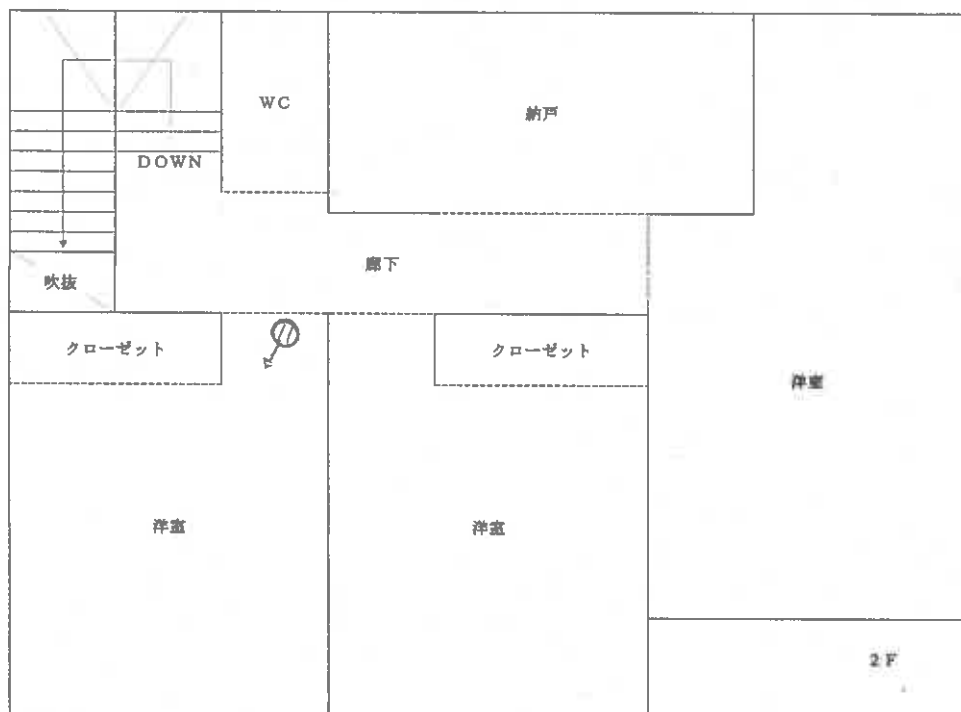


申請人		縮尺	1/250
-----	--	----	-------

建物間取図



1 F



2 F

写真1

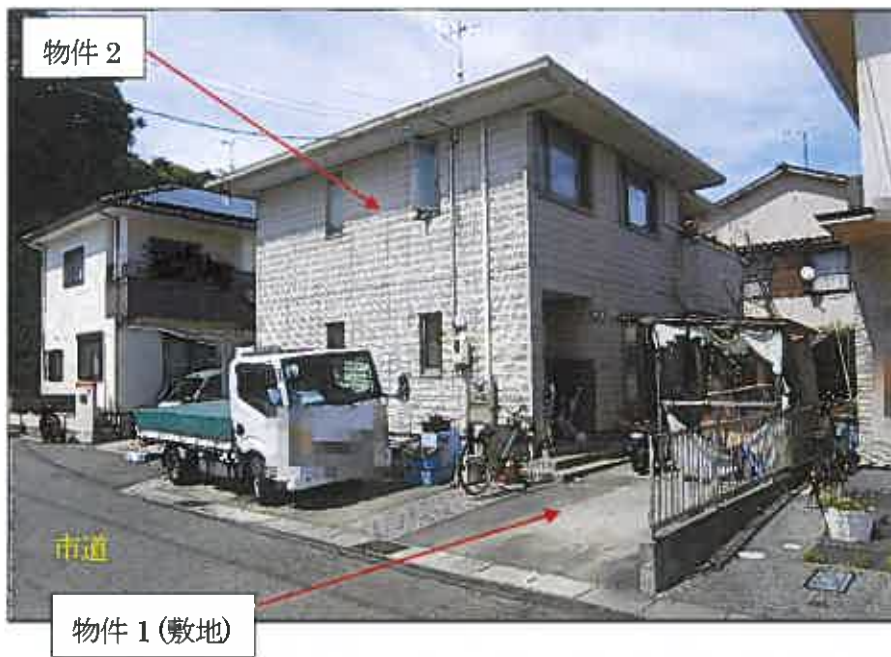


写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



令和 8 年 (ケ) 第 23 号
令和 8 年 7 月 12 日 現地調査
令和 8 年 7 月 28 日 評 価

広島地方裁判所 福山支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣瀬 啓文

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,600,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,349,000円
物件2(建物)	金 4,251,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 目 地 積	尾道市手崎町 3 2 1 8 番 1 0 宅地 165.30m ²	同左
2	所 在 地 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	尾道市手崎町 3 2 1 8 番 地 1 0 3 2 1 8 番 1 0 居宅 軽量鉄骨造瓦葺 2 階建 1階 61.96m ² 2階 60.36m ² 延べ 122.32m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「尾道」駅 西方・直線距離約2.0km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	戸建住宅の建ち並ぶ住宅地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域 土砂災害警戒区域	
画 地 条 件	規模 165.30 m ²	間口 約 11.8 m 奥行 約 14.8 m 形状 やや不整形 接面状況 中間画地	
接面道路の状況	西側 約6m 舗装市道（行き止まり） 高低差 ほぼ等高 (建築基準法第42条1項道路)		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は住宅。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
特 記 事 項	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定あり。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	物件2 主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 17 年 12 月 14 日 新築 経 過 年 数：約 21 年 経済的残存耐用年数：約 9 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： ビニールクロス等 天 井： ビニールクロス等 床： フローリング等 設 備： 電気、給排水、衛生等 その他： 特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	ペットを飼育しており、多くの箇所に壁紙の剥がれ、壁や床にキズあり。 ヤニ汚れあり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	48,000	0.94	165.30	0.90	1	6,713,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員約6m舗装市道（行き止まり）に略等高接面する地積約170㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（尾道-14）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
54,600	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{115}$	48,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

形 状	0.99
土砂災害警戒区域	0.95
相乗積	0.94

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分（完全所有権の場合は1と表記）

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	185,000	122.32	0.12	1	2,716,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
21 年	9 年	30 年

残価率	観察減価
0 %	60 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.12$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	6,713,000	0.50 法定地上権	3,357,000

イ 土地利用権等割合 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,713,000	－ 3,357,000		1.00	0.70	2,349,000
2	2,716,000	＋ 3,357,000	1.00	1.00	0.70	4,251,000
一括価格 (合計)						6,600,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（尾道-14）

所 在 : 尾道市神田町3237番18
価 格 : 54,600円/㎡
位 置 : JR山陽本線「尾道」駅 西方 道路距離約2.6kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 159㎡
供給処理施設 : 水道・ガス
接 面 街 路 : 南側6.5m市道
用 途 指 定 等 : 第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 4,585,422 円 （1㎡当たり 27,740 円）、課税地積 165.30 ㎡
物件2 5,797,082 円 （1㎡当たり 47,393 円）、課税床面積 122.32 ㎡

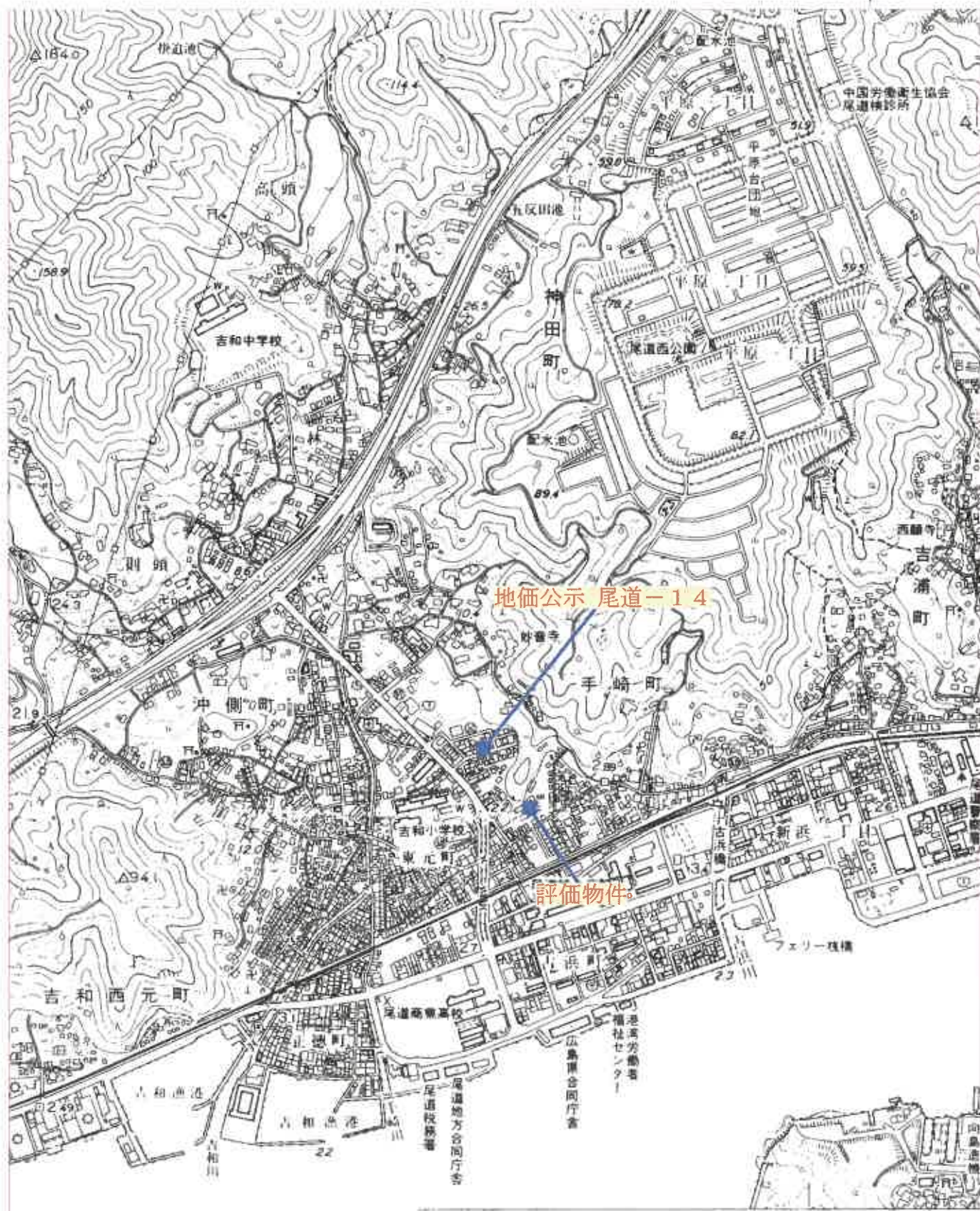
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図（尾道市「白図」縮尺 1/15,000、1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図

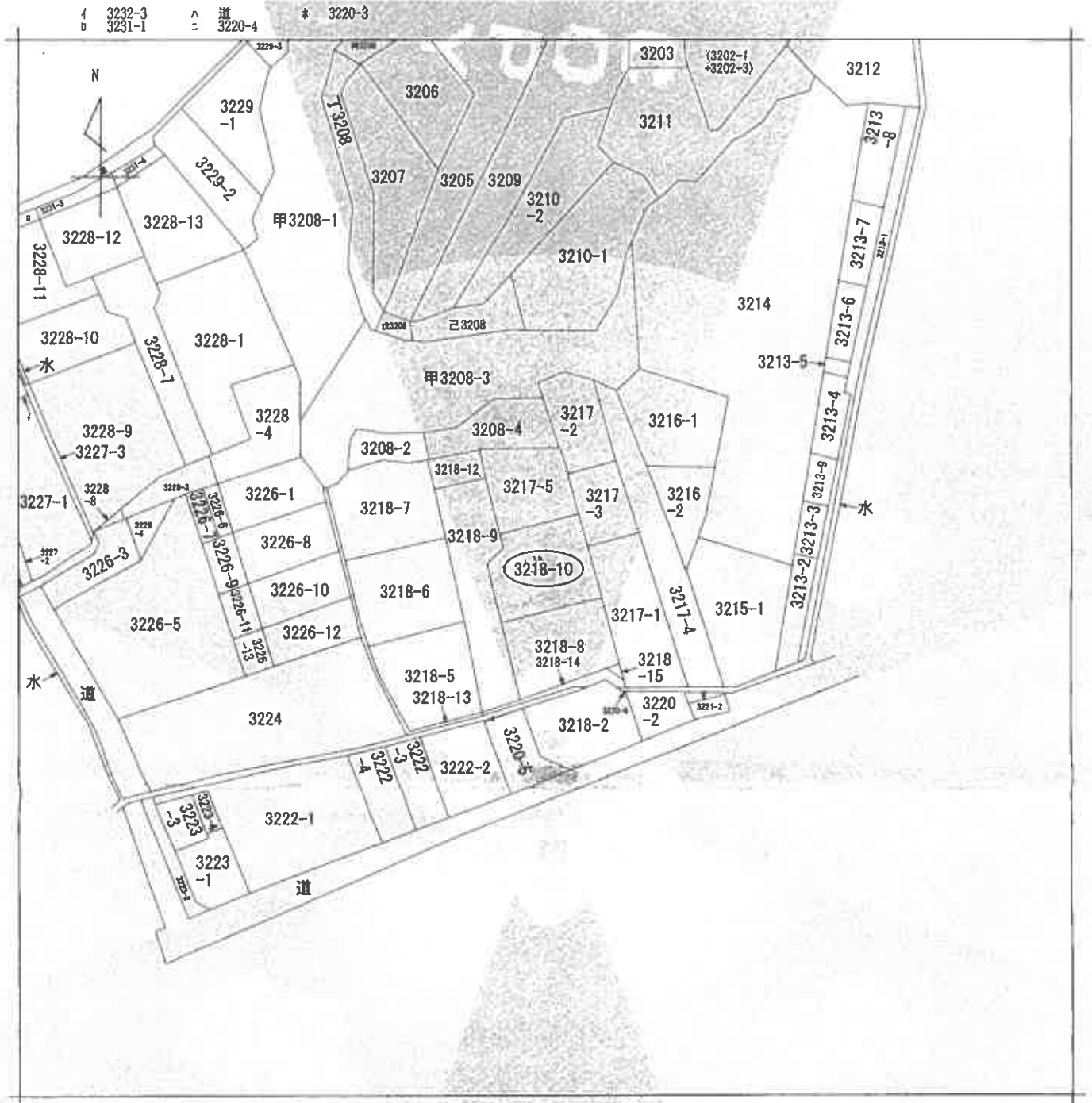
以 上



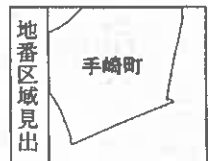


公図写し

A3をA4に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在 尾道市手崎町					地 番	3218番10			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和41年2月				備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(広島法務局尾道支局管轄)

令和8年4月28日

大阪法務局

請求番号：8-1

(1/1)

登記官

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(広島法務局尾道支局管轄)
令和8年4月28日 大阪法務局

8250229

土地積測量図
所在地 尾道市手崎町

平成17年10月18日登記
地番 3218-2, 3218-5, 3218-15

- ③ 3218-2
④ 3218-2, 3218-5 含む 3218-15
① 3218-5, 3218-2, 3218-5 含む 3218-10
3218-12 含む 3218-15

求積表

地番	③ 3218-2	④ 3218-2	Xn	Yn	Xn - (Yn - Yn-1)	面積
NO	3218-2	3218-2	1022.778	1016.954	-1271.313054	1.55
D3	3218-2	3218-2	1023.310	1016.493	-8651.170080	2.20
D4	3218-2	3218-2	1022.665	1013.386	1271.172595	3.35
K20	3218-2	3218-2	1022.788	1016.736	3649.307584	0.21
					-2.002955	
					1.0014775	
					1.00	
					0.30	

地番	③ 3218-5	④ 3218-5	Xn	Yn	Xn - (Yn - Yn-1)	面積
NO	3218-5	3218-5	1027.429	981.237	-8048.878766	13.63
P8	3218-5	3218-5	1014.987	988.820	16831.629421	11.56
C106	3218-5	3218-5	1018.530	997.820	7979.184020	12.74
P4	3218-5	3218-5	1030.871	994.654	-17094.933793	13.66
					-333.118138	
					166.5555890	
					166.55	
					50.38	

地番	③ 3218-6	④ 3218-6	Xn	Yn	Xn - (Yn - Yn-1)	面積
NO	3218-6	3218-6	1038.670	977.889	-11781.633810	6.70
P1	3218-6	3218-6	1029.298	980.399	3448.088704	2.04
C103	3218-6	3218-6	1027.429	981.237	14548.000395	13.85
P3	3218-6	3218-6	1030.871	984.654	10829.298556	11.71
P2	3218-6	3218-6	1042.223	981.742	-17472.868598	14.30
					-333.112451	
					166.5562256	
					166.55	
					50.38	

地番	③ 3218-7	④ 3218-7	Xn	Yn	Xn - (Yn - Yn-1)	面積
NO	3218-7	3218-7	1048.981	974.860	-11940.341171	11.70
C100	3218-7	3218-7	1038.670	977.889	17534.826940	14.30
P1	3218-7	3218-7	1042.223	981.742	13561.913819	7.24
P2	3218-7	3218-7	1049.240	988.842	-5302.924880	4.24
C121	3218-7	3218-7	1053.348	988.860	-18886.594536	14.41
					-333.119828	
					166.5599140	
					166.55	
					50.38	

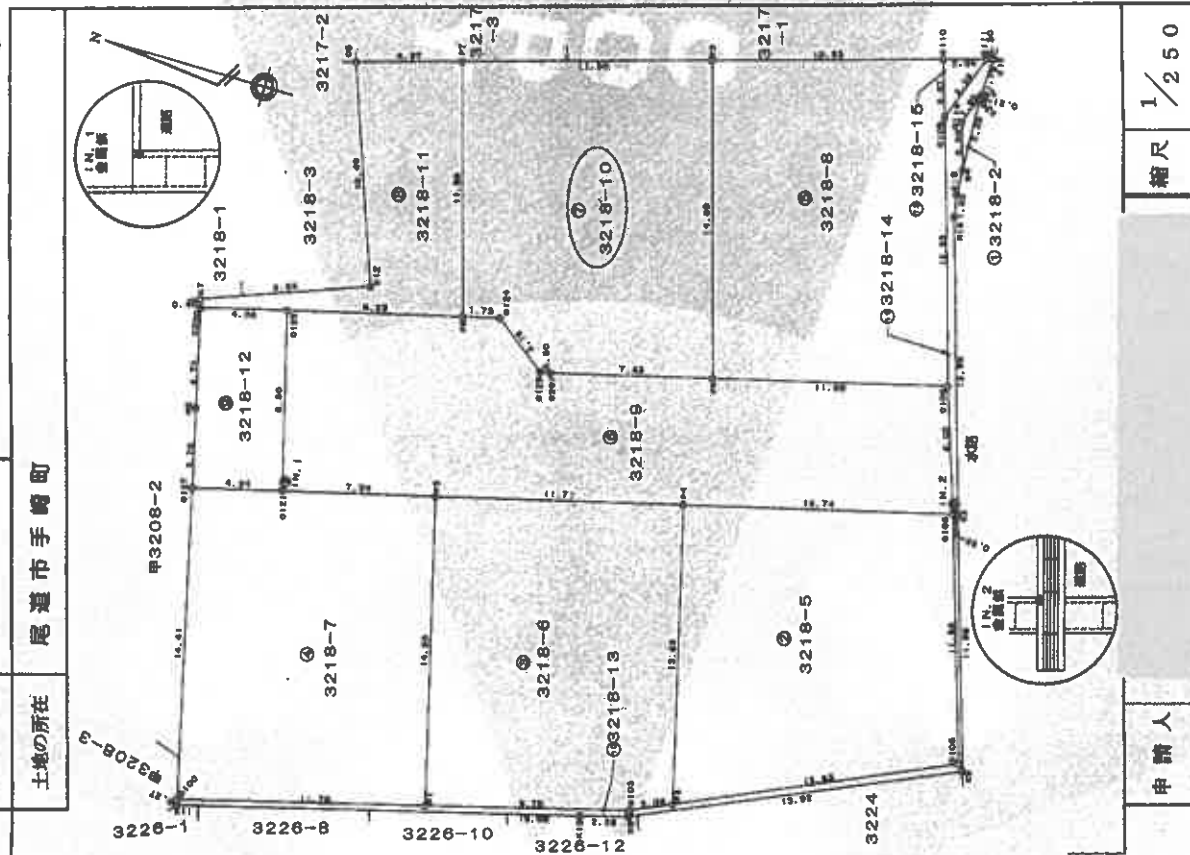
3218-11 は 3217-5 に含め

作成者

(平成17年9月17日作成)

申請人

縮尺 1/250



登記年月日：平成17年10月18日

8250230

平成17年10月18日登記

土地積測量図
所在地

地番 3218-2, 3218-5, 3218-15

土地の所在 尾道市手崎町

図番 3218-11				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
P7	3218-11	1046.746	1011.566	10423.49608
C8	3218-11	1051.517	1010.180	-11947.442039
C12	3218-11	1047.514	1000.328	-13261.351670
K7	3218-11	1056.444	997.525	-3354.755472
C200	3218-11	1055.330	997.140	983.653640
C122	3218-11	1051.372	998.173	3240.328804
P8	3218-11	1043.372	1000.222	14004.139984
			面積	-121.731166
			測量	60.8655925
			測量	60.86
			評価	18.41

図番 3218-12				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
C122	3218-12	1051.372	998.173	7667.776556
C200	3218-12	1056.330	997.140	-5943.618560
K6	3218-12	1054.247	992.541	-8708.080220
C127	3218-12	1053.348	996.880	-2737.651652
C121	3218-12	1048.240	980.942	9750.587320
			面積	-70.987256
			測量	35.4939290
			測量	35.49
			評価	10.73

図番 3218-13				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
C109	3218-13	1015.530	997.820	-11253.737670
C105	3218-13	1014.997	986.820	-16831.529421
P3	3218-13	1027.429	981.237	-6597.121609
P1	3218-13	1026.298	980.398	-3446.089704
C100	3218-13	1036.570	977.889	-5753.163130
K11	3218-13	1046.931	974.860	-3460.757376
K10	3218-13	1031.478	978.499	4870.629909
K9	3218-13	1026.276	980.102	7247.132316
K6	3218-13	1014.714	986.540	18028.423938
K3	3218-13	1016.315	997.859	11486.593200
			面積	-27.217845
			測量	13.6089225
			測量	13.60
			評価	4.11

図番 3218-8				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
C108	3218-8	1020.474	1003.519	15047.909604
C109	3218-8	1024.153	1015.506	14966.281232
C110	3218-8	1024.944	1018.053	-567.819976
P6	3218-8	1030.430	1014.952	-17616.043290
P6	3218-8	1031.220	1000.780	-11769.936260
			面積	-230.611690
			測量	165.3056450
			測量	165.30
			評価	50.00

図番 3218-9				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
C109	3218-9	1015.530	997.820	9029.268450
C108	3218-9	1020.474	1003.519	3000.193560
P6	3218-9	1031.220	1000.780	-4301.360320
C201	3218-9	1036.811	998.663	-2009.951728
C125	3218-9	1039.103	998.767	1865.189865
C124	3218-9	1041.667	1000.658	1516.628485
P8	3218-9	1043.372	1000.222	-2582.779420
C122	3218-9	1051.372	998.173	-10804.104160
C121	3218-9	1048.240	989.942	-8747.524440
P4	3218-9	1042.223	991.742	4810.954776
P4	3218-9	1030.871	994.654	6205.033938
			面積	-432.991569
			測量	216.4989645
			測量	216.49
			評価	55.43

図番 3218-10				
NO	地番	Xn	Yn	Xn - (Yn1 - Yn-1)
P6	3218-10	1035.430	1014.952	11218.884050
P7	3218-10	1046.746	1011.566	-15418.563650
P8	3218-10	1043.372	1000.222	-11411.359564
C124	3218-10	1041.667	1000.658	-1515.925485
C125	3218-10	1039.103	998.767	-1865.189865
C201	3218-10	1036.811	998.663	2069.951723
P6	3218-10	1031.220	1000.780	16591.298560
			面積	-230.609161
			測量	165.3045806
			測量	165.30
			評価	50.00

作成者

(平成17年9月17日作成)

申請人

縮尺

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局尾道支局管轄)
令和8年4月28日 大阪法務局

登記年月日：平成17年12月19日

2410218

各階平面図

平成17年12月19日登記

建物図面
各階平面図

家屋番号 3218番10

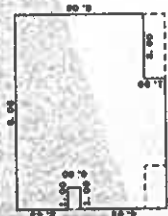
建物の所在 尾道市手崎町3218番地10



求積表

9.06 x 6.06=	54.9036
7.06 x 1.00=	7.0600
合計	61.9636
床面積	61.96㎡

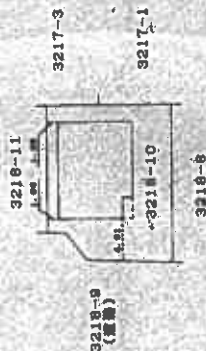
1階



求積表

9.06 x 2.43=	22.0158
8.06 x 0.60=	4.8360
8.06 x 3.03=	27.4518
6.06 x 1.00=	6.0600
合計	60.3636
床面積	60.36㎡

2階



作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(平成17年12月15日作成)

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局尾道支局管轄)

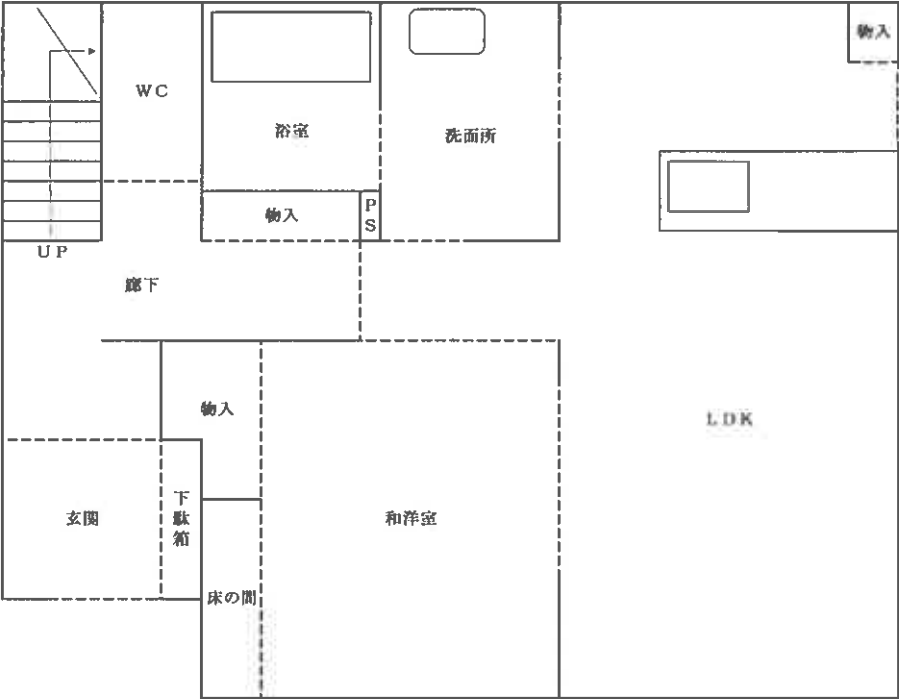
令和8年4月28日

大阪法務局

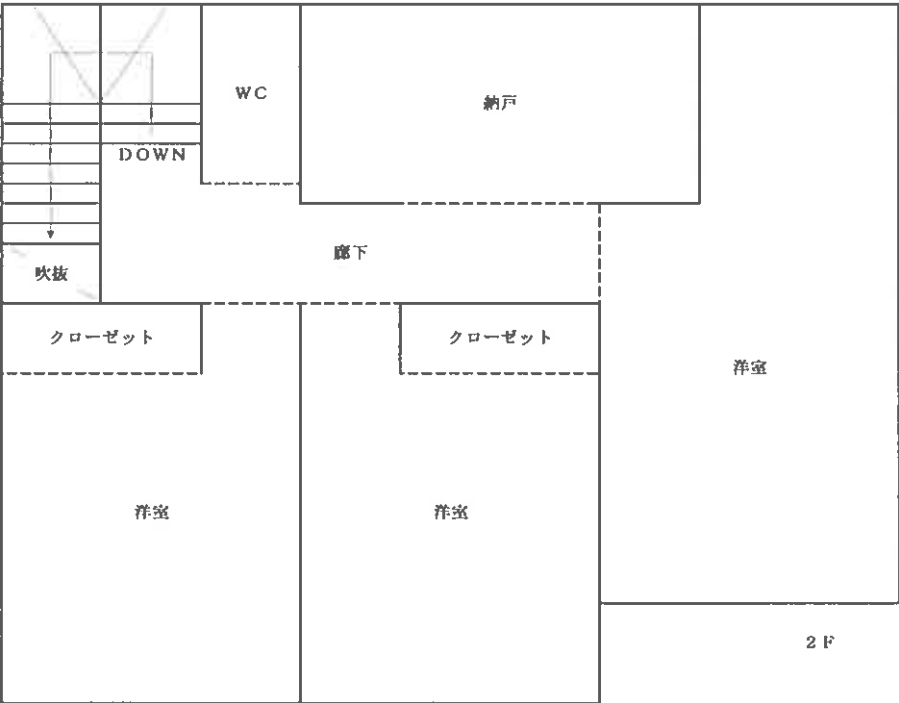
請求番号：8-3

A3をA4に縮小

建 物 間 取 図



1 F



2 F